弥 富 市 耐 震 改 修 促 進 計 画

改 定 版

令和3年3月

弥　　富　　市

目　　次

第１章 はじめに 1
１－１ 計画策定の背景 1
１－２ 計画の位置づけ 5
１－３ 弥富市における地震被害の想定 6

第２章 計画の基本的事項 8
２－１ 対象となる区域、計画期間、対象建築物 8
２－２ 建築物の耐震化の現状と目標 16

第３章 耐震化及び減災化促進の基本的な方策 22
３－１ 耐震化及び減災化に向けた役割分担 22
３－２ 促進体制 23
３－３ 重点的に耐震化を進める区域の設定 25
３－４ 関連する安全対策 27

第４章 住宅の耐震化促進 32
４－１ 普及・啓発 32
４－２ 住宅の耐震化を促進するための支援制度 33
４－３ 低コスト耐震化工法の普及 34
４－４ 地域における耐震化の取り組みの促進 35
４－５ 住宅供給公社による改修促進支援 35

第５章 建築物の耐震化促進 36
５－１ 建築物の耐震化促進 36
５－２ 建築物の耐震化を促進するための制度 38

第６章 計画達成に向けて 39

第１章　　はじめに

１－１　計画策定の背景

１．地震頻発の状況と発生が懸念される地震

阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）では6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、新潟県中越地震（平成16年10月発生）、福岡県西方沖地震（平成17年3月発生）、能登半島地震（平成19年3月発生）、新潟県中越沖地震（平成19年7月発生）、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月発生）、熊本地震（平成28年4月発生）、北海道胆振東部地震（平成30年9月発生）など近年大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

愛知県は、東海・東南海・南海の3連動地震、さらには宮崎県沖の日向灘と南海トラフ沿いの海溝軸を震源域に加えた5連動地震の逼迫性が指摘されており、全国的にも特に大きな地震被害が想定される地域です。

特に弥富市（以下、「本市」という。）は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されるなど、大規模地震の危険性が高い地域となっています。

図－巨大地震5連動の想定

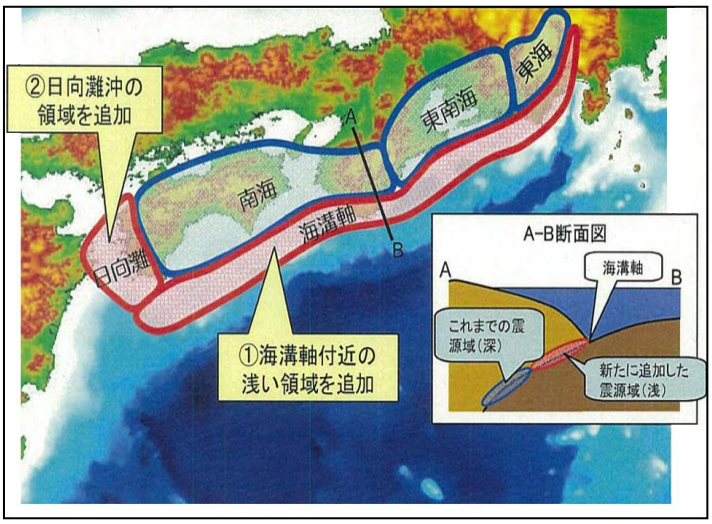

出典：国土交通省中部地方整備局

2．耐震改修促進計画の策定

大規模地震の発生が危惧されるなか、速やかな地震防災対策の推進が望まれますが、地震による死者や経済被害を減らす対策としては、住宅や建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。

住宅・建築物の耐震化については、「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）」において、今後10年間に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとするとともに、中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針（同年9月）」において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」として位置づけられました。

このような背景のもと、計画的な耐震化の推進・建築物に対する指導の強化・耐震化に係る支援措置の拡充を行い、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正されました。その中で、各公共団体においては、計画的な耐震化を進めるために「耐震改修促進計画」を策定することとなっており、愛知県では平成18年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画」が策定されています。

本市においても、住宅や建築物の耐震化をこれまで以上の迅速さで促進し、市民の皆さんの生命や財産を守るため、「愛知県建築物耐震改修促進計画（平成18年度策定）」の内容を踏まえつつ、耐震化に必要な具体施策等を定める「弥富市耐震改修促進計画」（以下「当初計画」という。）を平成20年3月に策定しています。

3．耐震改修促進計画の改定

国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示)」では、10年後に、東海地震、東南海・南海地震における死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、「住宅」の耐震化率及び「多数の者が利用する建築物」の耐震化率について、平成27年までに少なくとも90%にすることを目標としていました。

これを踏まえて、当初計画では、計画期間を平成27年度まで、住宅の耐震化の目標を90%として定め、実現に向けた取り組みを進めてきました。

こうした状況の中、国の「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」では「令和2年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げる」ことが明記されています。また、「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－（以下、「県計画」という。）」では、「住宅については、2030年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。」と明記されています。

このような動向を踏まえ、本市では、以下の前提のもと、当初計画の改定（以下「本計画」という。）を行います。

表－当初計画と改定計画の前提の比較

項　目	当初計画 （平成20年3月策定）	改定計画 （平成25年3月改定）	改定計画 （平成27年3月改定）	改定計画 （令和3年3月改定）
計画期間	平成27年度	平成32年度	平成32年度	令和12年度
住宅の耐震化の目標	住宅数全体の約90%	住宅数全体の約95%	住宅数全体の約95%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

4．耐震改修促進法改正（平成31年1月）の概要

「耐震改修促進法」は平成31年1月に改正されました。

平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、今回の改正では、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられました。

図－耐震改修促進法改正の概要（国土交通省HPより）

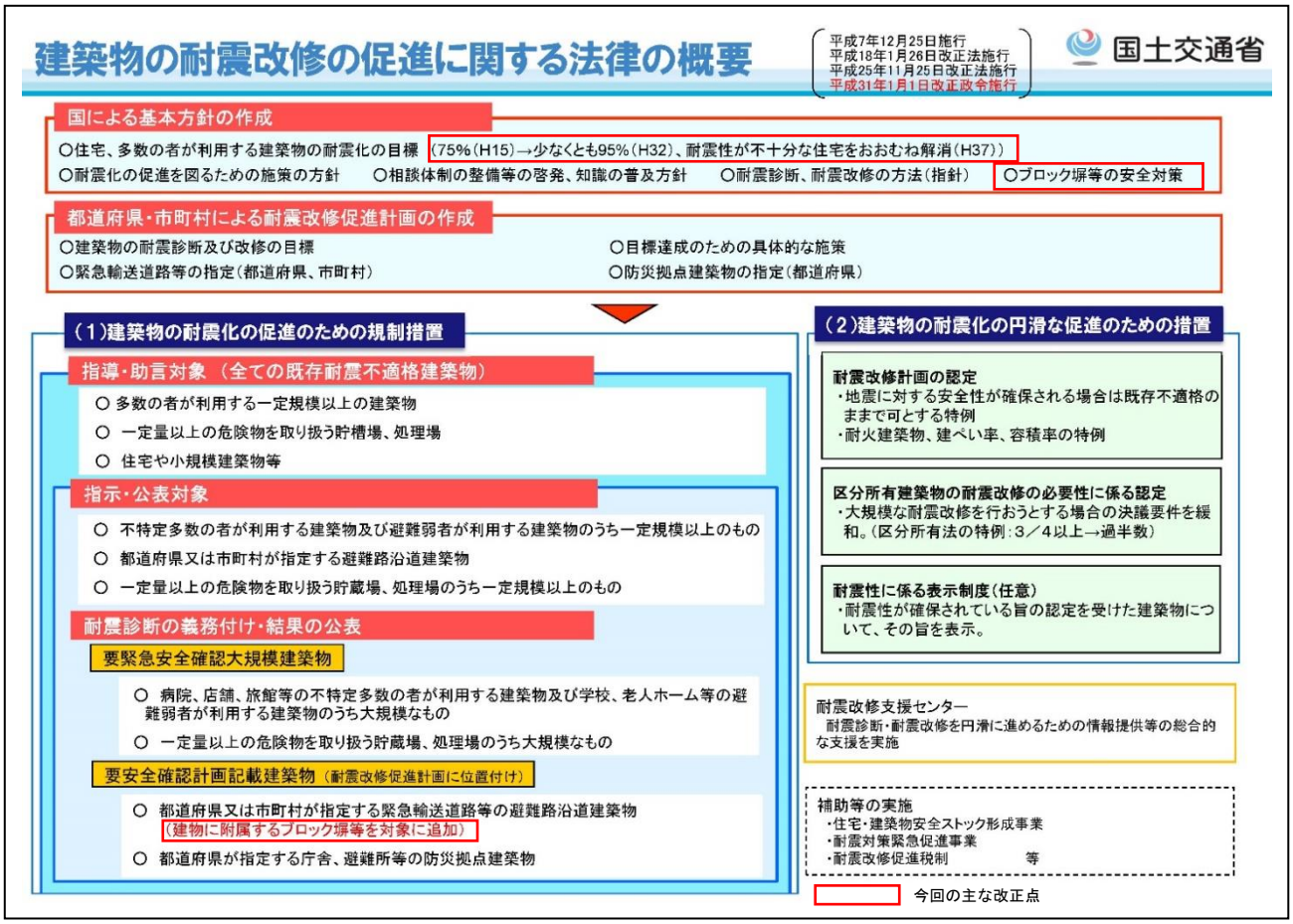

図－ブロック塀等の安全確保対策について（国土交通省HPより）

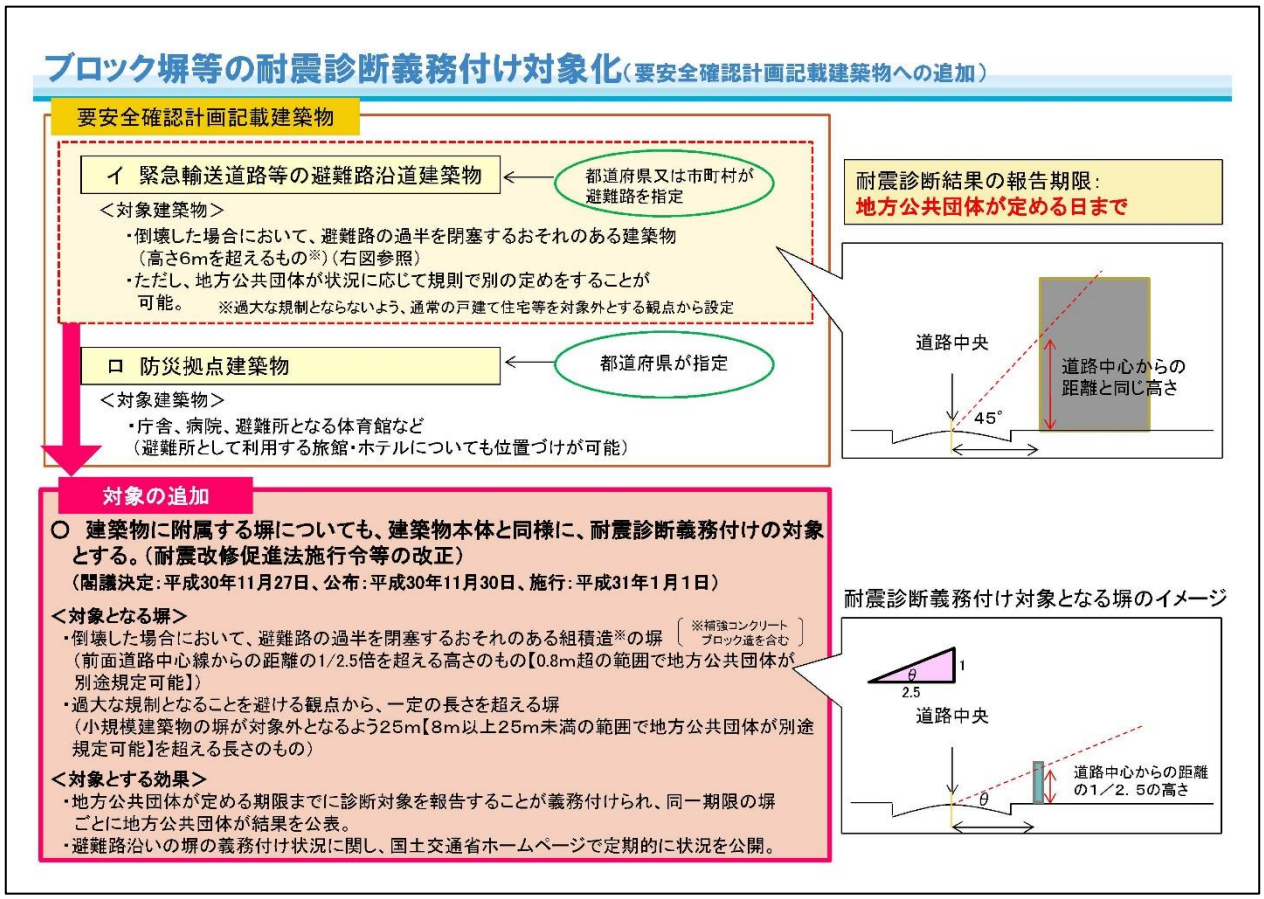

１－２ 計画の位置づけ

本計画は、「県計画」、「弥富市都市計画マスタープラン」、「弥富市地域防災計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、本市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

図－本市の耐震改修促進計画の位置づけ

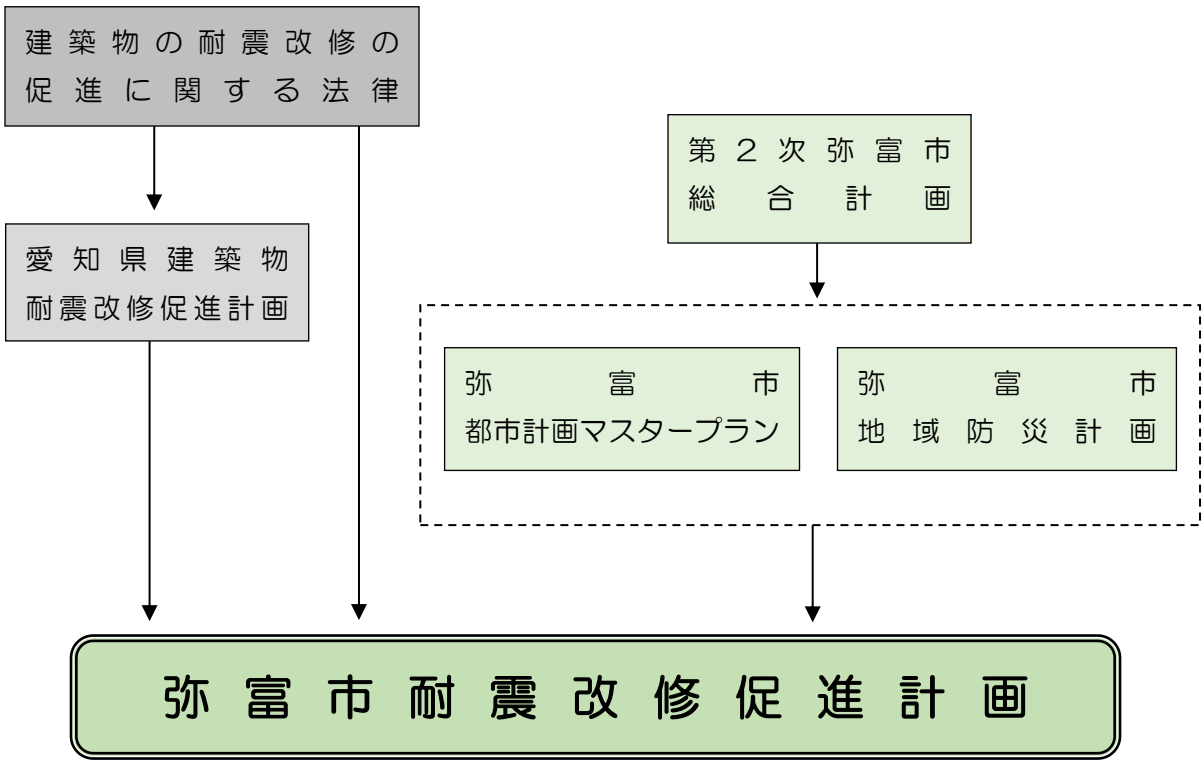

１－３ 弥富市における地震被害の想定

１．想定される地震の規模及び被害の状況

南海トラフで発生する地震の規模及び被害の状況について、愛知県防災会議が平成26年５月に発表しています。この発表では、南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせた「過去地震最大モデル」から震度分布を想定しています。

震度分布は、平野部や半島部の広い範囲にわたり震度6強以上の強い揺れが想定されており（本市含む）、一部地域で震度7の非常に強い揺れが想定されています。

なお、本市においては、東海地震、東南海地震が連動して発生した場合の独自の震度予測を平成19年に行いました。この結果、臨海部で震度6強、市街地で震度5強と想定され、それ以外の市域の大半が震度６弱になることが想定されます。

図－想定震度分布

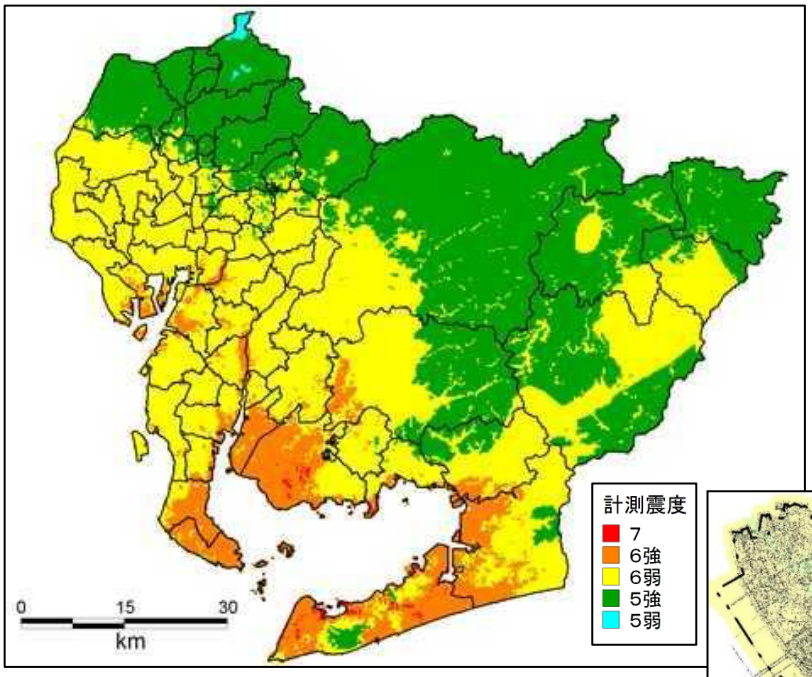

出典：愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査結果

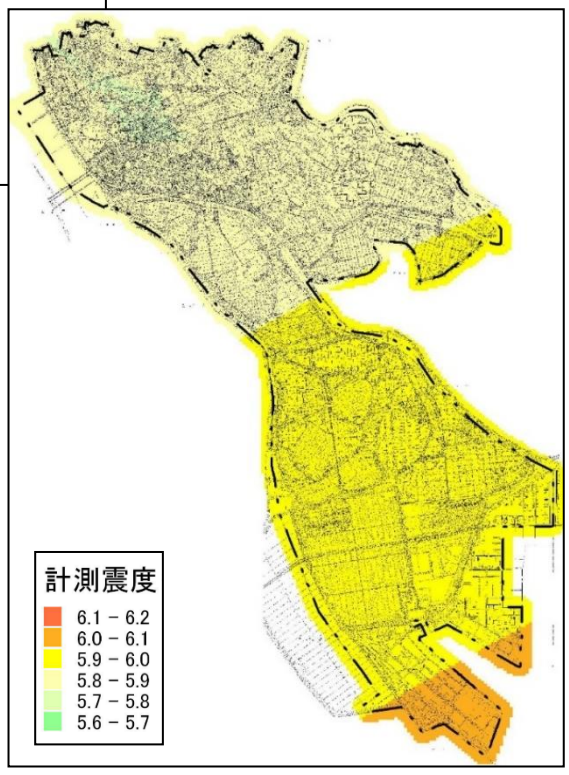

出典：弥富市揺れやすさマップ

2．想定される液状化の状況

愛知県防災会議地震部会では、液状化危険度についての想定も発表されています。

これによると、本市を含む尾張西部、西三河南部、東三河を中心に液状化危険度の高い地域が広がっています。

図－想定東海・東南海地震連動による液状化危険度

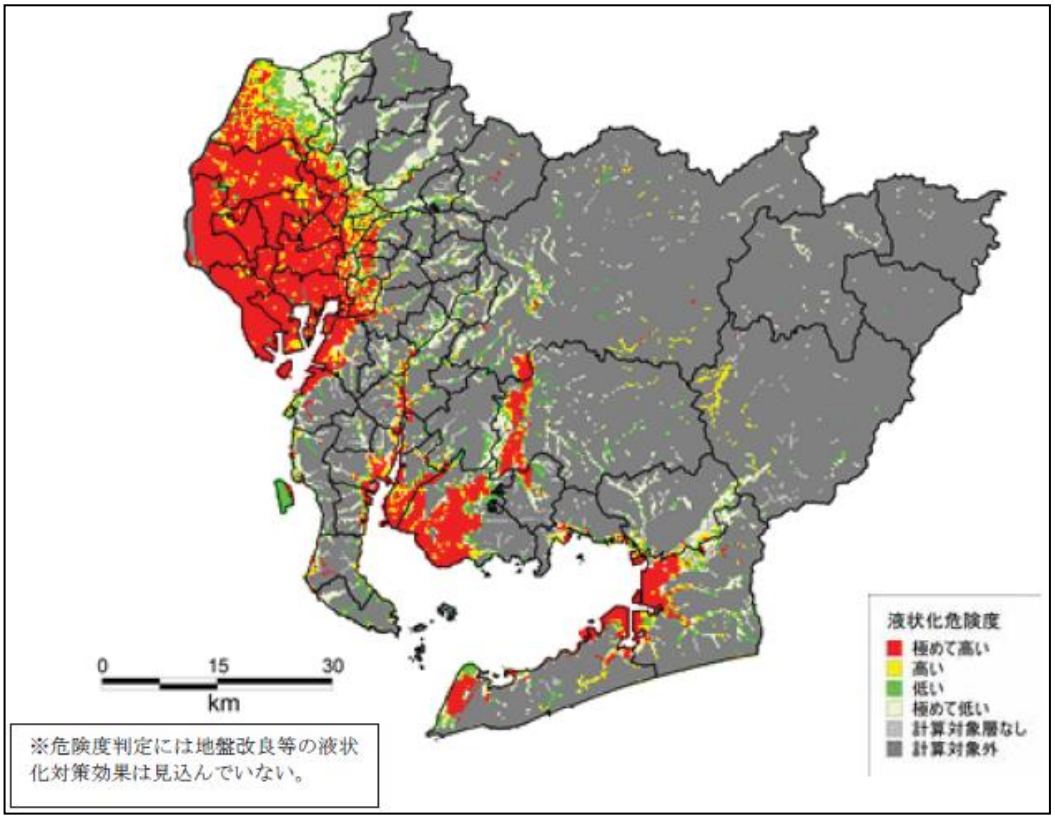

出典：愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査結果

第２章　　計画の基本的事項

本計画は、本市における地震による住宅・建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止することを目的に策定します。

そのため、本計画では住宅・建築物の耐震化の状況を整理し、耐震化と減災化の目標を定めます。

また、その目標を達成するために、国・県や所有者等と役割分担をし、耐震化及び減災化に取り組みます。

２－１ 対象となる区域、計画期間、対象建築物

１．対象区域

本計画の対象区域は、市全域とします。

２．計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

３．対象建築物

本計画が対象とする建物は、住宅及び特定既存耐震不適格建築物、耐震診断義務付け対象建築物を含む建築物とします。

ここでいう「住宅」とは、戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸･分譲)を含む全ての住宅です。

また、「特定既存耐震不適格建築物」とは、耐震改修促進法第14条に示される建築物で表の①～③に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項(既存不適格)の適用を受けている建築物です。

表－対象建築物

住宅		戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅	
特定既存耐震不適格建築物		法※第14条に示される建築物で、ア～ウに示す建築物のうち、政令で定める規模以上の既存耐震不適格建築物	
	ア 法※第14条第1号	多数の者が利用する建築物	⇒9ページ(1)参照
	イ 法※第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	⇒10ページ(2)参照
	ウ 法※第14条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物	⇒11ページ(3)参照
	耐震診断義務付け対象建築物	特定既存耐震不適格建築物のうち一定の要件に該当する建築物	⇒14ページ(4)参照

※：耐震改修促進法

(1) 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

法※1	政令第6条第2項	用途		規模
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2及び500㎡以上
	第2号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上及び1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2及び1,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3及び1,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅※2（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1及び1,000㎡以上

※1　耐震改修促進法　※2　賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）

法※1	政令第7条第2項	危険物の種類		数量
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物		危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類		30トン
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類		20立方メートル
	第5号	マッチ		300マッチトン※2
	第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）		2万立方メートル
	第7号	圧縮ガス		20万立方メートル
	第8号	液化ガス		2,000トン
	第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物		20トン
	第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）		200トン

※1　耐震改修促進法

※2　マッチトンはマッチの計量単位。１マッチトンは、並型マッチ（56×36×17㎜）で、7200個、約120kg。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）

以下で設定する「地震発生時に通行を確保すべき道路」の沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物を対象とします。

また、組積造の塀については、道路の中心からの距離の1/2.5の高さで、長さ25mを超えるものを対象とします。

道路幅員12mを超える場合

前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2とします。

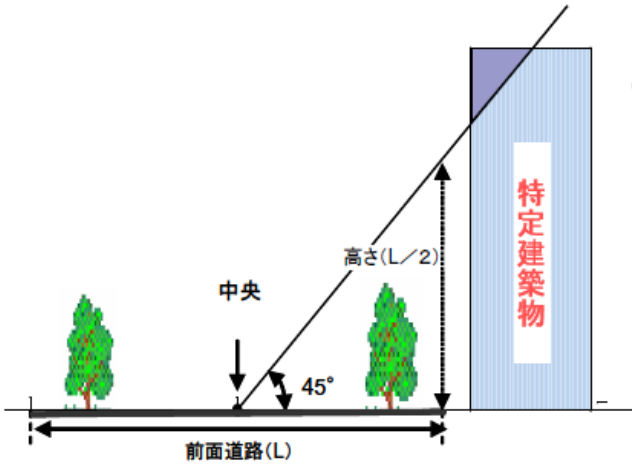

道路幅員12m以下の場合

前面道路の幅員が12m以下の場合は、6mとします。

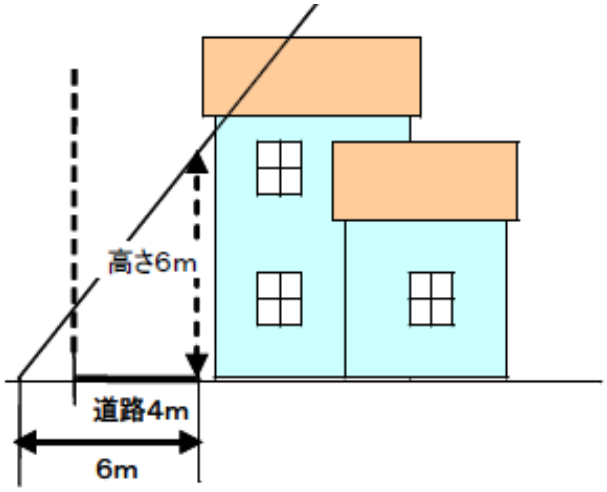

組積造の塀の場合

道路の中心からの距離の1/2.5の高さで、長さ25mを超えるものとします。

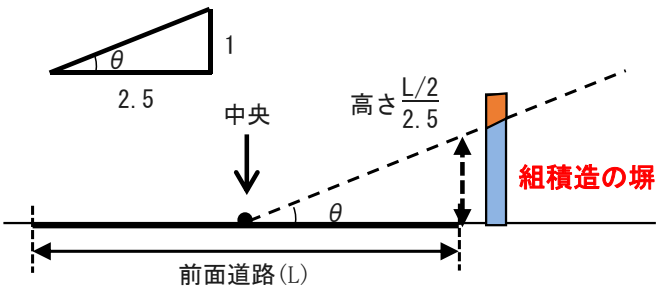

■本市における「地震発生時に通行を確保すべき道路」の設定

耐震改修促進法第5条第3項第３号及び第６条3項に基づき、本市における「地震発生時に通行を確保すべき道路」の設定方針を以下のようにします。

- 物資の供給や緊急車両の通行の確保を主たる目的とします。
- 「愛知県地域防災計画」にて設定の緊急輸送道路とその道路を補完する道路とします。
- 緊急輸送道路と各防災拠点及び、防災拠点双方を結ぶ、幅員が8m以上の道路とします。

「愛知県地域防災計画」における緊急輸送道路

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、「愛知県地域防災計画」で定められた道路で、第１次、第２次緊急輸送道路があります。

第１次緊急輸送道路・・・県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路です。市内では、以下の道路が指定されています。

東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、国道１号、国道２３号、国道１５５号、
（主）蟹江飛島線、（主）名古屋西港線、（一）境政成新田蟹江線、臨港道路

第２次緊急輸送道路・・・第１次緊急輸送路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路です。市内では、以下の道路が指定されています。

（主）名古屋十四山線、（一）新政成弥富線、（一）富島津島線、（一）鳥ケ地名古屋線

第１次緊急輸送道路（国道１号）

第２次緊急輸送道路（（一）新政成弥富線）

弥富市が設定する道路

弥富市が設定する地震発生時に通行を確保すべき道路は、次ページ図で緑色の道路です。

この道路は、耐震診断が義務化される耐震改修促進法第6条第3項第1号の道路ではなく、耐震化促進が努力義務である耐震改修促進法第6条第3項第２号の道路となります。

図－地震発生時に通行を確保すべき道路

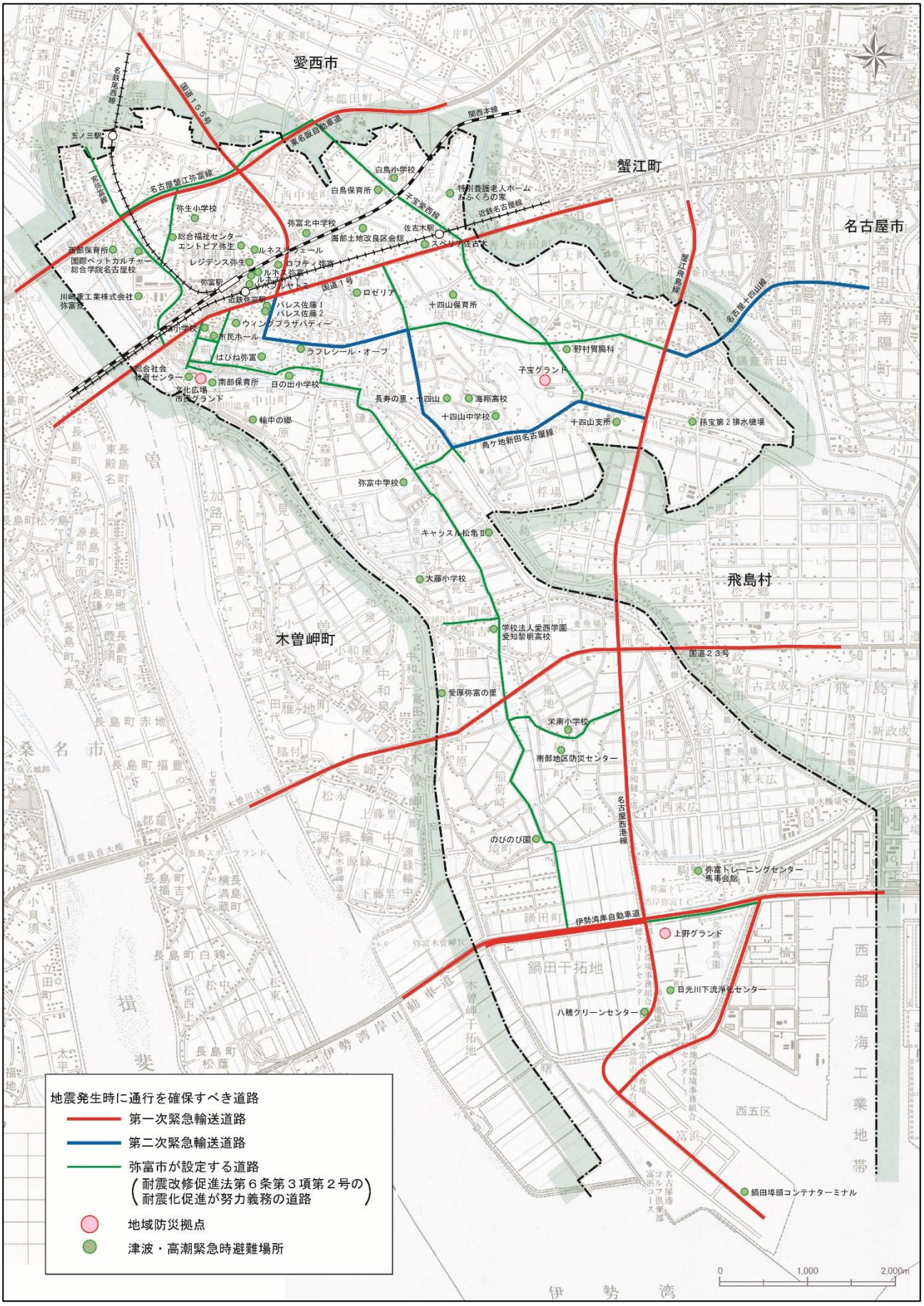

⑷ 耐震診断義務付け対象建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、「耐震診断義務付け対象建築物」とは、以下の表に示す一定の要件に該当する建築物であり、その所有者は、耐震診断とその結果を所管行政庁に報告することが、耐震改修促進法（平成25年改正）で義務付けられています。

表－耐震診断義務付け対象建築物

区分	耐震改修促進法
要緊急安全確認大規模建築物	法附則第3条 第１項各項
昭和56年5月31日以前着工の建物で、 ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち、政令で定める規模以上の既存耐震不適格建築物	
要安全確認計画記載建築物	法第7条各項
昭和56年5月31日以前着工の建物で、 ・県・町が指定する緊急輸送道路等の避難路で特に重要な避難路の沿道建築物、又は建物に附属するブロック塀等 ・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	

表－耐震診断義務付け等となる対象建築物の区分

用途		**耐震診断義務**付け対象建築物の規模要件	
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		要緊急安全大規模建築物	階数2以上かつ床面積1,500㎡以上
小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校		階数2以上かつ床面積3,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			階数2以上かつ床面積5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設			
学校	第2号以外の学校		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗			階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
事務所			
博物館、美術館、図書館			階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
体育館(一般公共の用に供されるもの)			階数１以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			階数1以上かつ5,000㎡以上（敷地境界から一定距離以内に存する建築物に限る）
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さ6m超えるもの、または、組積造の塀については、道路の中心からの距離の1/2.5の高さで、長さ25mを超えるもの
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

２－２ 建築物の耐震化の現状と目標

１．弥富市内の建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。

この基準によって建築された建築物（以下、「新耐震建築物」という。）は阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正の前に建築された建築物（以下、「新耐震以前建築物」という）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

(1) 住宅の耐震化状況

本市における住宅の耐震化状況は、下表に示すとおりです。

これによると、住宅総数16,290戸のうち、耐震性があると判断されるものは、13,827戸となっており、約85%の住宅で耐震性があると推計されます。

なお、木造住宅の耐震化率は約79%、木造以外（非木造）住宅の耐震化率については約97%と、構造によって大きな差があり、木造住宅の耐震化率向上が求められます。

表－住宅の耐震化状況

（単位：戸）

	新耐震住宅（耐震性あり）①	新耐震以前住宅			耐震性のある住宅 ①+②+③	耐震化率
			耐震性あり②	改修実績③		
戸建木造	7,530	3,140	830	27	8,387	78.6%
戸建木造以外	5,010	610	430	0	5,440	96.8%
計	12,540	3,750	1,260	27	13,827	84.9%
総計	16,290					

※住宅・土地統計調査（平成30年度）

⑵ 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）の耐震化状況

本市における、耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途の建築物（令和2年度時点）の耐震化状況は、下表に示すとおりです。

これによると、公共建築物の耐震化率は100%、民間建築物の耐震化率は約58%であり、公共、民間をあわせた耐震化率については約78%と着実に耐震化が進んでいる状況です。

表－耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途の建築物等の状況

（単位：棟）

		公共建築物		民間建築物	合計
			うち市有建築物		
①新耐震建築物	当初計画	14	13	21	35
	現状	14	13	22	36
新耐震以前建築物	当初計画	23	20	27	50
	現状	23	20	18	41
②耐震性あり※	当初計画	8	7	0	8
	現状	23	20	1	24
③耐震性なし	当初計画	15	13	27	42
	現状	0	0	17	17
④合計	当初計画	37	33	48	85
	現状	37	33	40	77
耐震化率 ((①+②)/④)	当初計画	59.5%	60.6%	43.8%	50.6%
	現状	100.0%	100.0%	57.5%	77.9%

※耐震性あり＝新耐震建築物及び耐震化が確認されている建築物

⑶ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号）の耐震化状況

耐震改修促進法第14条第2号に規定する用途の建築物については、市内に3棟ありますが、いずれも昭和56年以降の新耐震建築物となっています。

表－耐震改修促進法第14条第2号に規定する用途の建築物等の耐震化状況

（単位：棟）

		対象建築物			
			新耐震建築物	新耐震以前建築物	
					うち指示対象
危険物貯蔵・処理施設	当初計画	3	3	0	0
	現状	3	3	0	0

⑷ 地震時に通行を確保すべき道路の沿道の建築物（耐震改修促進法第14条第3号）の耐震化状況

耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物の耐震化状況は、下表に示すとおりです。「地震発生時に通行を確保すべき道路」の沿道の建築物は、341棟あり、耐震化率は約46%となっています。

（単位：棟）

		①対象建築物			
			②新耐震建築物	新耐震以前建築物	耐震化率 (②)/(①)
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	当初計画	353	158	195	44.8%
	現状	341	158	183	46.3%
第１次・2次緊急輸送道路	当初計画	77	26	51	33.8%
	現状	75	26	49	34.7%
弥富市が設定する道路（耐震改修促進法第6条第3項第2号の耐震化促進が努力義務の道路）	当初計画	276	132	144	47.8%
	現状	266	132	134	49.6%

2．耐震化の目標設定の考え方

ここでは、住宅及び耐震改修促進法第14条1号・2号・3号に規定する建築物について、目標年次における耐震化率を設定します。なお、建築物については、すべての用途に対し一律に設定するのではなく、いつ発生するかわからない大規模な地震災害に対応し、早期に耐震化すべき建築物を設定し、優先順位をつけて耐震化を推進することとします。

3．住宅の目標

住宅については、令和7年度までの耐震化率の目標を95%とし、目標年である令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

なお、住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含み、すべての住宅を対象として、目標を定めます。

表－住宅の耐震目標設定

令和7年度の住宅数※1	令和7年度に耐震性を有する住宅数の目標	耐震化率の目標
16,773戸	15,934戸	95%

平成30年度時点で耐震性を有する住宅数	施策を講じなくても耐震化される住宅数※2	今後、耐震化施策を要する住宅数	合計
13,827戸	807戸	1,300戸	15,934戸

※1：令和7年度の住宅数：第２次弥富市総合計画の目標年（令和10年度）における世帯数に基づき推計

※2：施策を講じなくても耐震化される住宅数：世帯数の増加に対応して新築される住宅数（483戸）、今後令和7年度までに滅失する（建替えられる）耐震性のない住宅件数（275戸）、過去の趨勢から推計した、耐震改修により耐震化される住宅数（49戸）の合計

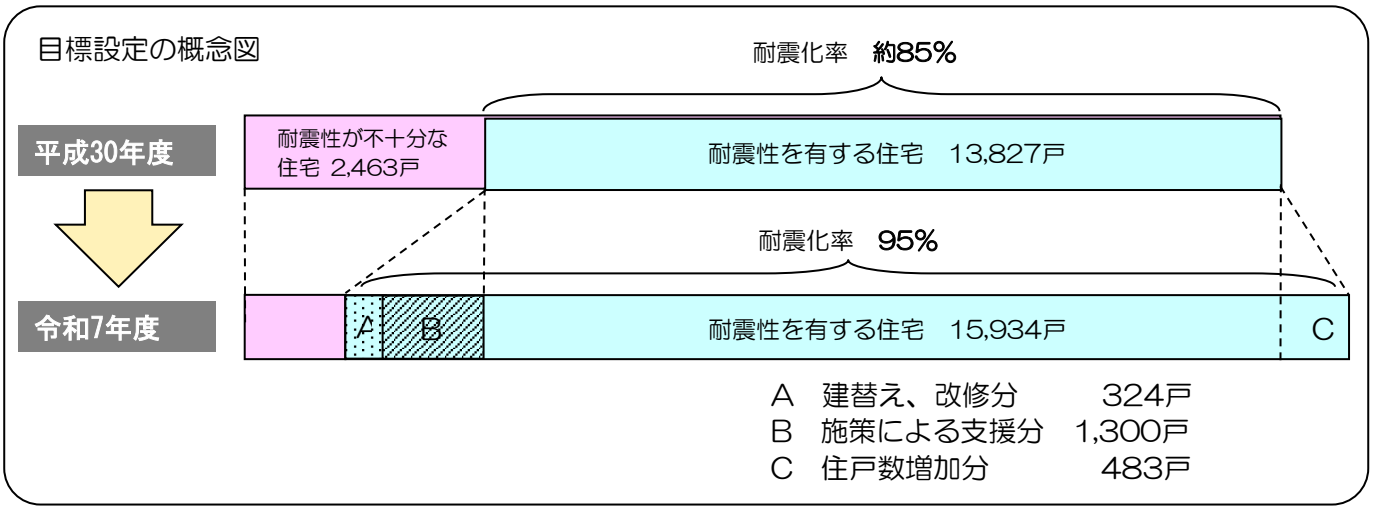

4．建築物の目標

⑴ 多数の者が利用する建築物の目標

多数の者が利用する建築物については、令和7年度までに耐震性のない特定既存耐震不適格建築物数を令和2年度時点の1/5に削減することを目標とします。また、令和12年度には耐震性のない建築物をおおむね解消することを目標とします。

なお、用途分類毎の耐震化率の目標は、次ページに示すとおりです。

⑵ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の目標

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物ついては、市内に耐震性の劣る建築物がないため、特に、目標は定めません。

⑶ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の目標

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、令和7年度までに耐震性のない特定既存耐震不適格建築物数を令和2年度時点の1/5に削減することを目標とします。また、令和12年度には耐震性のない建築物をおおむね解消することを目標とします。

特に、県が指定する緊急輸送道路については、広域及び市内の応急対策活動等を支える重要・根幹的な役割を担うものであるため、その沿道建築物について優先的な耐震化を図ります。また、多数の者が利用する建築物と重複するものについても、優先的な耐震化を図ります。

⑷ 耐震診断義務付け対象建築物の目標

弥富市における、「要緊急安全確認大規模建築物」の対象となる建築物が弥富市には1件あり、耐震診断及び耐震化は実施済です。耐震診断の結果は、愛知県ホームページ（下記参照）で公表されています。

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/youkinkyu-kouhyou.html

また、「要安全確認計画記載建築物」は、避難路等の重要な道路沿いの建築物を促進計画に記載し耐震診断を義務化するものですが、弥富市では現在3件の建築物が指定されています。今後、愛知県が緊急輸送道路の見直し等に伴い、要安全確認計画記載建築物を新たに指定した場合は、県と連携を図り、耐震化の推進に努めます。

⑸ その他の建築物の目標

多数の者が利用する建築物に該当しない市有建築物についても、積極的に耐震化を図ります。また、その他の公共建築物については、国や愛知県に働きかけ、早期の耐震性確保に努めます。

表－多数の者が利用する建築物の目標

分類			当初計画の耐震化率			令和2年度現在の耐震性のない棟数			令和7度耐震化目標 耐震性のない棟数を1/5			令和12度耐震化目標
			公共建築物	民間建築物	全体	公共建築物	民間建築物	全体	公共建築物	民間建築物	全体	
①災害応急対策活動に必要な公共及び民間施設	災害応急対策の指揮、情報伝達などをする建築物(庁舎、警察署、消防署、保健所等)		100%	－	100%	―	―	―	―	―	―	おおむね解消
			1/1	0/0	1/1							
	地域防災計画有り	救護建築物(災害拠点病院、救急病院、救急診療所)	－	67%	67%	―	―	―	―	―	―	
			0/0	2/3	2/3							
		避難所指定の建築物(学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、集会所、公会堂、老人福祉センター、体育館等)	43%	－	43%	―	―	―	―	―	―	
			10/23	0/0	10/23							
	地域防災計画無し	災害時要援護者のための建築物(老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉施設等)	100%	100%	100%	―	―	―	―	―	―	
			2/2	2/2	4/4							
		避難所指定のない教育建築物(学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所)	78%	50%	69%	―	2	2	―	―	―	
			7/9	2/4	9/13							
		救護建築物(救急病院、救急診療所)	－	100%	100%	―	―	―	―	―	―	
			0/0	2/2	2/2							
②①以外の公共施設	公共建築物(博物館、美術館、図書館、体育館、集会所、公会堂等)		100%	－	100%	―	―	―	―	―	―	
			2/2	0/0	2/2							
	上記以外の公共建築物(公営住宅を除く)		－	－	－	―	―	―	―	―	―	
			0/0	0/0	0/0							
	公営住宅		－	－	－	―	―	―	―	―	―	
			0/0	0/0	0/0							
③①以外の民間施設	民間建築物(劇場、映画館、百貨店、ホテル、飲食店等)		－	15%	15%	―	9	9	―	2	2	
			0/0	2/13	2/13							
	賃貸共同住宅		－	46%	46%	―	6	6	―	1	1	
			0/0	11/24	11/24							
合計			59%	44%	51%	―	17	17	―	3	3	
			22/37	21/48	43/85							

上段　：　耐震化率　四捨五入
下段　：　（耐震化されている建築物棟数）／（多数の者が利用する建築物総数）

第３章　耐震化及び減災化促進の基本的な方策

３－１ 耐震化及び減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本市は、国や県と連携し、本計画で示している目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化及び減災化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化及び減災化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

図－国・県・本市・所有者等の役割分担

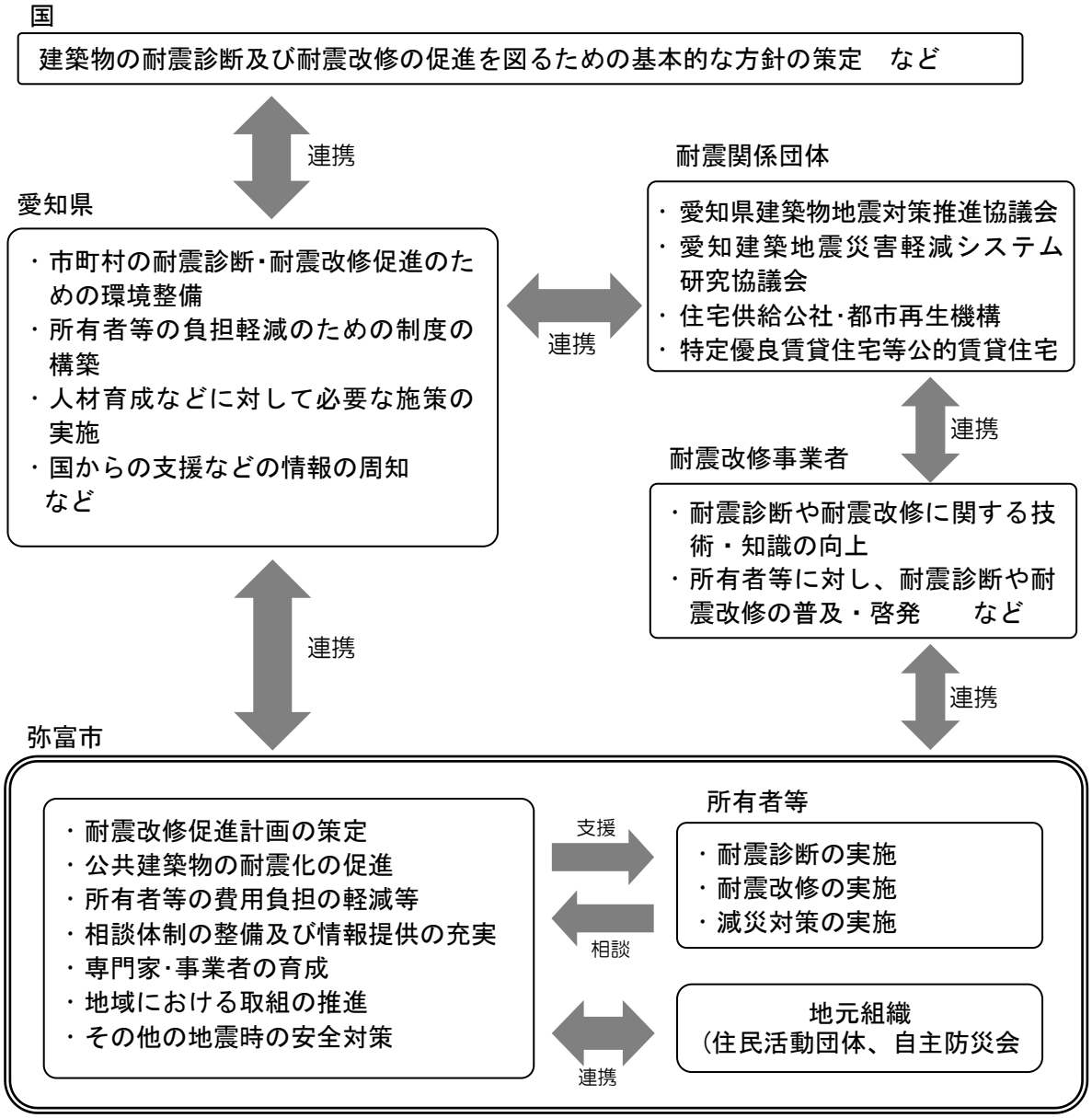

３－２ 促進体制

１．耐震化促進の体制整備

円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のためには、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

⑴ 愛知県との連携

本市は、特定行政庁・限定行政庁ではないため、市内の特定既存耐震不適格建築物（多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物）の耐震改修促進法に基づく耐震改修のための指導等は、愛知県が行うこととなります。

このため、本市では、愛知県との連絡・協議体制の整備や、情報の共有化を図ります。

⑵ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

弥富市耐震改修促進計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とした「弥富市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、住宅耐震化に係る取り組みを推進しています。

⑶ 協議会の取り組みの拡充

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、本市を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会をはじめ11の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）が設置されています。

本市は推進協議会の一員として、愛知県等と連携して建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を行っており、今後も一層の拡充を図っていきます。

⑷ 庁内における連携

特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修については、地震発生時の被害防止・軽減につながるものであるため、庁内における関係機関との情報の共有や連絡等について今後も連携強化を図っていきます。

２．耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口の充実

本市では、都市計画課の窓口において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じています。

また、愛知県及び関係団体と共同して市内で開催される地震防災講演会等において、耐震化をはじめとした住宅の相談に応じているほか、コミュニティ主催の防災訓練において市の耐震施策を案内しています。

今後も、既存の相談窓口を通して、耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談に応じるとともに、相談窓口を充実していきます。

3．地震防災マップの作成、配布

市民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、地震による危険性の程度を示す地図（防災マップ）を作成しています。

今後も国や愛知県が発信する情報等を踏まえて、防災マップを適宜更新していきます。

図－防災マップ

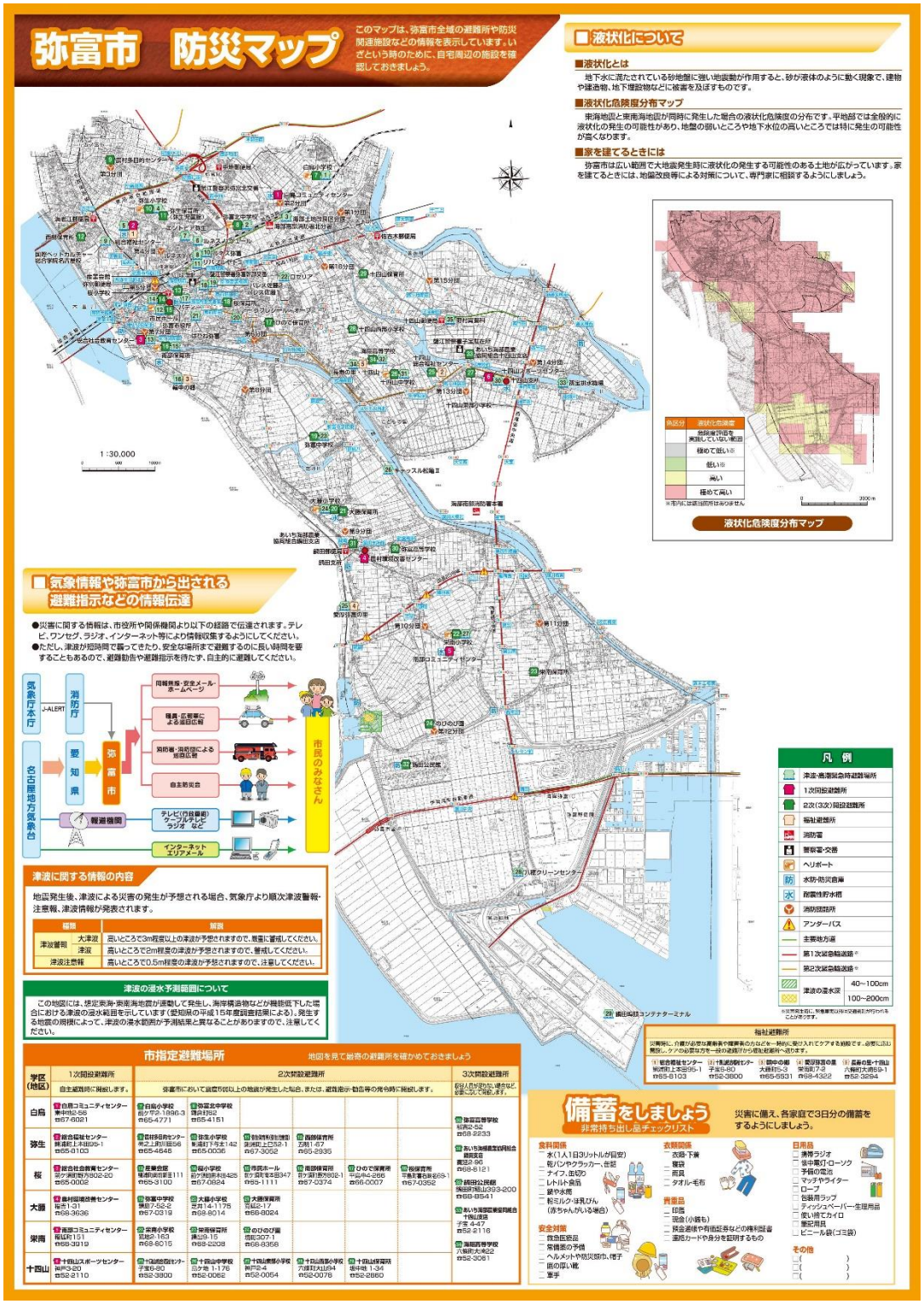

３－３ 重点的に耐震化を進める区域の設定

１．重点的に耐震化を進める区域の基準

地震発生時に大きな被害が発生することが予想される区域について、耐震化を重点的に促進することは、市全域について平均的に耐震化を進めるよりも、被害の軽減の上で効果が高いと考えられます。

このため、本市では、「地区内の建築物の密度が一定以上の地区」、「地震により一定以上の建築物の被害が想定される地区」、「地震発生時に通行を確保すべき道路（13ページ）」を考慮しながら、重点的に耐震化を進める区域を定め、自主防災組織等と連携して施策を推進します。

●地区内の建築物の密度が一定以上の地区

本市の各町丁目における面積当たりの建物棟数より、市の平均値3.7棟／ha以上の地区を抽出します。

●地震により一定以上の建築物の被害が想定される区域

大規模地震の震度想定及び建築物の建築年数・構造により算出される全壊建物棟数（地区内の建物総数に占める全壊棟数の割合）が、市の平均値4.9%以上の地区を町丁目単位で抽出します。

２．重点的に耐震化を進める区域

「地震により一定以上の建築物の被害が想定される地区」等の状況は、次ページに示すとおりです。これによると、「地震発生時に通行を確保すべき道路」に設定される、一般県道一宮弥富線沿道や、市役所周辺の前ケ須地区付近などは、全壊建物棟数率が高く、なおかつ緊急輸送道路等が通っていることから、これらを「重点的に耐震化を進める区域」として設定しています。

重点区域内の様子

図－地震により一定以上の建築物の被害が想定される地区

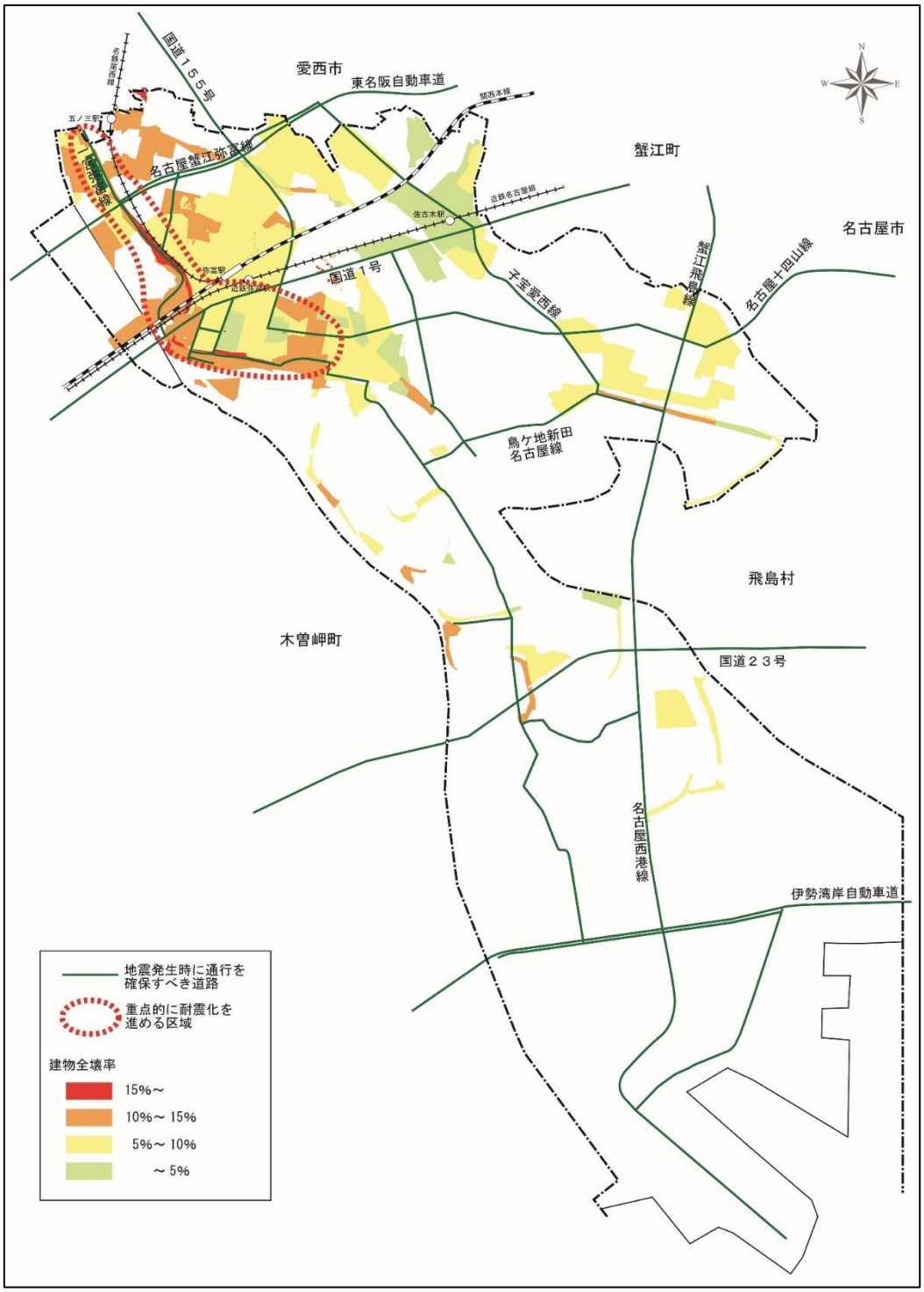

※建物全壊率は当初「弥富市耐震改修促進計画」策定時（平成20年3月）予測結果

※重点的に耐震化を進める区域は当初「弥富市耐震改修促進計画」策定時（平成20年3月）に指定された区域

３．重点的に耐震化を進める区域に対する取り組み方針

「重点的に耐震化を進める区域」については、住宅の耐震化促進のため平成24年から町内会等の協力により耐震診断ローラー作戦を実施しています。

今後も、耐震化促進の普及・啓発活動や地域主体の防災まちづくり活動について積極的に促進・支援していきます。

3－4 関連する安全対策

1．住宅の全壊防止対策

耐震改修が進まない原因の一つとして、工期や工事費の面で一度に耐震診断の評点を1.0以上にする耐震改修が困難なことが挙げられます。また、耐震診断の評点の悪いものほど、耐震改修されない傾向もみられます。

一方、既往の研究より、評点0.7以上に耐震改修することで、住宅の全壊率が大きく低減され、高い減災効果が得られることが分かってきました。

そのため、これまでのような評点1.0以上にする耐震改修だけでなく、耐震改修工事を1段階目に評点0.7以上、2段階目に評点1.0以上にするような段階的耐震改修についても周知を図り、対策について検討します。

図－東海地震と東南海地震が同時に発生した際の評点別全壊率

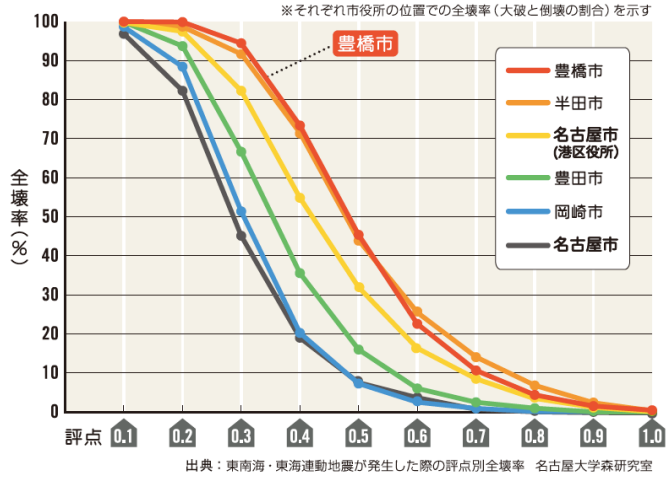

出典：木造住宅の耐震リフォーム

監修・制作：名古屋工業大学 井戸田研究室・寺田研究室/名古屋大学 森研究室/（株）えびす建築研究所

なお、本市においては管理不全な空家による周辺環境の悪化防止や減災対策のため、不良住宅とみなされた空家の除却を行う場合に工事費の一部を補助する制度を設けています。

表－空家除却費の補助制度

対象となる空家	「空家等対策に係る特別措置法（以下、特措法）」に規定する空家等のうち、木造住宅で、市内に存在する戸建て住宅、長屋又は共同住宅、併用住宅のいずれかであり、市職員による外観目視調査により「不良住宅」と判定されたもの ※長屋又は共同住宅については全戸において1年以上使用されていないもの、併用住宅については居住部分の面積が延べ床面積の2分の1以上のものが対象
補助金の額	対象となる空家の除却に要した費用の5分の4、または20万円
申し込み方法	工事着手前に申請書類を弥富市都市整備課の窓口へ提出

市HP：https://www.city.yatomi.lg.jp/kurashi/1000451/1000452/1003562.html

2．ブロック塀の安全対策

ブロック塀等の倒壊は、地震発生時の避難中にその下敷きになったり、道路を閉塞したりするなど、市民の避難や救援活動に支障をきたす恐れがあります。同様に、道路上には電柱や自動販売機等、地震発生時に倒壊する危険性のある対象物が多く存在します。

このため、ブロック塀等の倒壊の危険性について、ホームページ等において市民に周知するとともに、転倒のおそれがあるブロック塀等の撤去費の補助制度を設けており、身近な生活環境からの耐震化促進の取り組みについて推進していきます。また、特に住宅や事業所等から弥富市地域防災計画に掲げる避難所や避難地等へ至る経路沿道においては、住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業）を活用し、安全対策を促進します。

表－ブロック塀等撤去費の補助制度

対象となるブロック塀	次の1～4のすべてに該当するもの 1. 補強コンクリートブロック造及びコンクリートブロック、れんが、石材等を用いた組積造の塀又は門柱 2. 道路又は公共施設の敷地との境界に接面して設置されたもの 3. 道路又は公共施設の敷地からの高さが1m以上で、かつ、敷地地盤面からの高さが60cm以上のもの 4. 転倒のおそれがあるもの
補助金の額	1と2を比較し、いずれか少ない方の額の1／2、かつ、上限10万円 1. ブロック塀等の撤去に要した経費 2. ブロック塀等を撤去する長さ（m）×1万円
申し込み方法	申請書類を弥富市都市整備課の窓口へ提出
申し込み期限	当年度12月末まで ※当年度2月末までに工事の完了実績報告書を提出

市HP：https://www.city.yatomi.lg.jp/kurashi/1000451/1000452/1003013.html

３．窓ガラス・天井の落下防災対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井、または建築物に設置された看板類等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物の利用者に被害を発生させる危険性があります。

建築物に設置された看板類等のうち、屋外広告物については「愛知県屋外広告物条例第36条　広告主の責務」に基づく定期的な点検を促しているほか、更新許可申請時に、点検票を添付させるなど、安全性を確認しています。

避難者となる市民には、窓ガラスやつり天井、看板類の落下による危険性をホームページ等で周知を図っていきます。

４．エレベータの安全対策

地震発生時のエレベータの緊急異常停止により、利用者が閉じこめられてしまう等の被害を防止するため、地震発生時のエレベータの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について、エレベータ設置施設利用者に周知を図るとともに、愛知県や関係団体と協力して地震発生時の安全装置の設置を所有者に啓発していきます。

５．家具の転倒防止対策

建築物の耐震化が実施されても、屋内における家具等の転倒防止等が行われていない場合、その下敷き等が死傷の原因となり、あわせて避難等に支障をきたすことが考えられます。

家具の転倒防止については、市ホームページにおいて対策等を案内しているほか対象者は規定されていますが、取り付けにかかる人権費の助成も行っています。

今後も、家具の転倒防止に関する知識について周知し、市民自らもすぐに取り組める地震対策として推進していきます。

図－市のホームページによる家具の転倒防止に関する情報提供

出典：弥富市ホームページ

6．建築物敷地の液状化への対策

愛知県では、県内の「沖積層の分布と液状化危険度調査」を実施するとともに、「愛知県の地質・地盤」を取りまとめ液状化対策をはじめとする各種地震対策の基礎資料として県民に公表しています。また、近年液状化に関する研究や対策工法の開発についても進展をみるものの、小規模な住宅や事務所等の建築物などの対策が義務付けられていない場合には、十分な液状化対策がなされていないのが実情です。

本市における地震発生時の液状化想定は、7ページに示すとおりであり、これによると、市域のほとんどで地震発生時における液状化危険度が「極めて高い地域」と予測されています。

以上のような液状化に関して、本市は市窓口において関係機関が発表する研究成果資料等を用意しており、市民の相談に応じています。

また、国の示す「液状化マップ作成マニュアル」に基づいて、液状化危険度の調査を実施し、その結果を「防災マップ」（24ページ参照）に示しています。

今後も、液状化対策に関する周知を図っていきます。

7．新耐震住宅に関する取り組み

新耐震住宅・建築物であっても、年数を経れば、耐震性は劣化していきます。

そのため、耐震性が維持されるよう周知に努めます。

8．その他

上記のほか、国や愛知県の動きに合わせて、新たな施策等に対応していきます。

第４章　　住宅の耐震化促進

４－１ 普及・啓発

住宅の耐震化を推進するためにはまず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。

このため愛知県においては、木造住宅の無料耐震診断事業が始められた平成１４年度から、愛知県と市町村が協力し、「広報でのＰＲ」「啓発資料の全戸配布」「ダイレクトメールの送付」「訪問ＰＲ」「ポスティングＰＲ」「回覧板ＰＲ」「防災訓練・講演会等イベントでのＰＲ」「町内会・自主防災会での説明」など啓発活動を推進してきました。

本市では、本計画や「防災マップ」などを通じて耐震診断の必要性や地震に備えた対策などの啓発をホームページや広報を通じて進めています。また、市窓口において個別の相談に応じています。

今後も上記の取り組みを継続的に推進し、住宅耐震化の普及啓発を図っていきます。

図－簡易耐震診断票

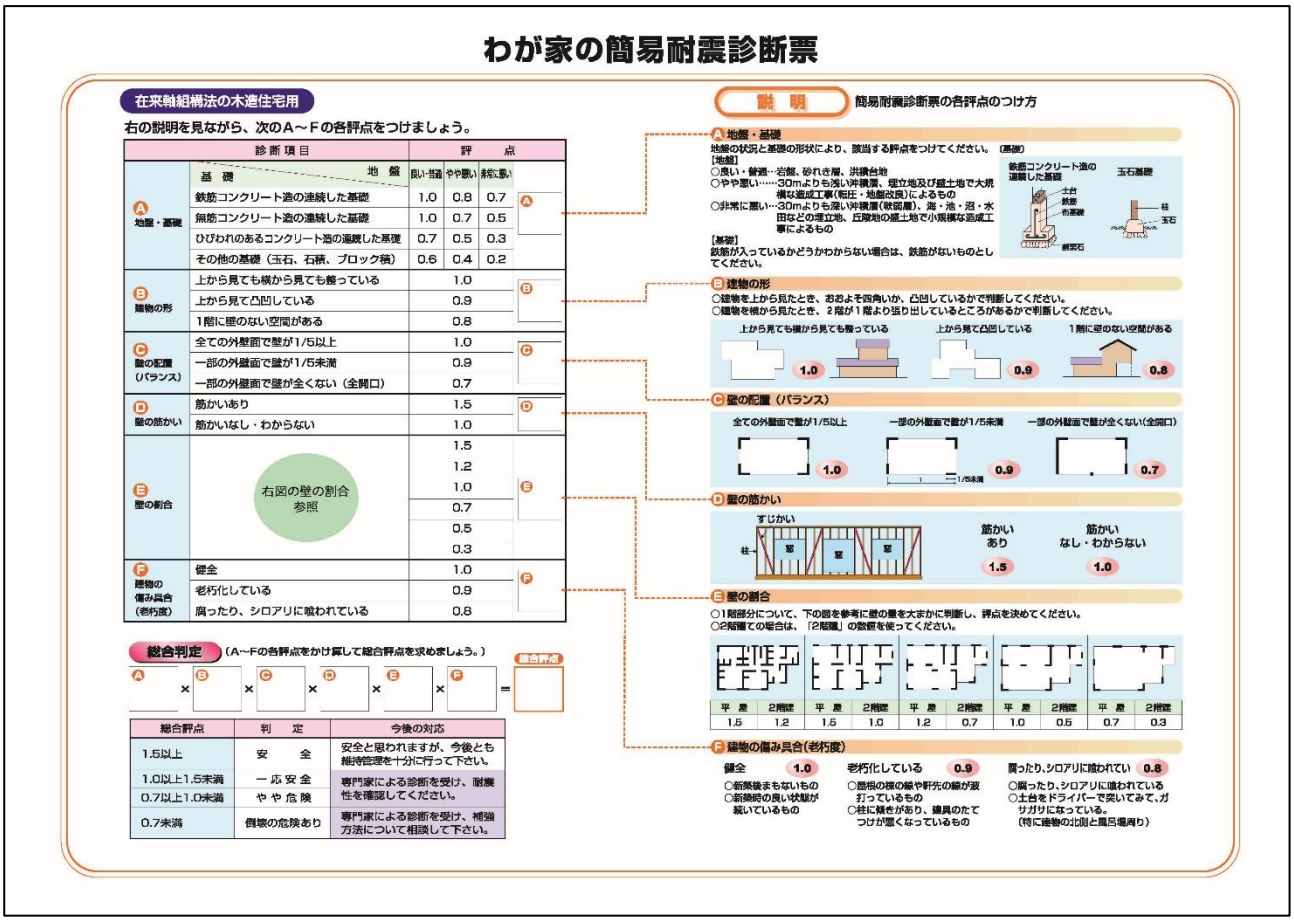

出典：弥富市ホームページ

４－２ 住宅の耐震化を促進するための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など以下に示す支援施策の活性化を進め、耐震化の促進を図っていきます。

１．耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

本市では、住宅の耐震診断・耐震改修に係る補助制度を創設し、支援しています。

今後もこれらの支援を継続するとともに、国の補助制度である「社会資本整備総合交付金」を活用し、住宅の耐震化の促進に努めます。

また、現在対象とされていない非木造住宅についても、今後、補助対象として検討を進め、耐震化の一層の促進を図ります。

表－本市における現在の無料耐震診断及び耐震改修費助成

無料耐震診断	対象となる建築物	・昭和56年5月31日以前に着工した、木造住宅（一戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で貸家含む。ただし空家は対象外）が対象になります。
耐震改修費助成	助成の内容	・耐震改修は、市が行う無料耐震診断を受けて頂き、その判定結果が判定値で1.0未満と診断された旧基準木造住宅について判定値を1.0以上とする耐震改修工事です。（耐震補強上有効な耐震改修工事とは、1.0未満と診断された階別方向評点を判定値に0.3を加算した数値以上とする工事） ・耐震改修工事に要する費用に対し、令和2年度は1戸当たり最大100万円

出典：弥富市ホームページ

図－市のホームページによる無料耐震診断及び耐震改修費助成に関する情報提供

出典：弥富市ホームページ

なお、地震対策は、住宅・建築物の耐震化が最も効果的ですが、費用などの面でそれが難しい場合もあります。そのため、住宅・建築物の倒壊から人命を守るため、安価な工法による寝室等の個室補強の手段（耐震シェルター等の設置）についても補助を行います。

表－民間木造住宅耐震シェルター整備費補助制度

対象となる住宅	指定の木造住宅耐震診断を受けて頂き、一定の判定基準以下の数値と診断された住宅で、高齢者又は障がい者が居住している場合
補助金の額	耐震シェルターを整備する経費（一戸当たり一台・30万円を限度）

市HP：https://www.city.yatomi.lg.jp/kurashi/1000451/1000452/1001480.html

2．住宅に係る耐震改修促進税制

国の基本方針の実現に向けて、耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、平成18年度税制改正において、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（耐震改修費補助を実施している市町村に限ります。）、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として創設されました。

これらによって住宅の耐震改修を行った場合、税制による一定の支援が受けられるようになりました。本市では引き続き愛知県と協力しながら、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み耐震化促進を図ります。

4－3 低コスト耐震化工法の普及

本市では愛知県と協調し、木造住宅の無料耐震診断事業や耐震改修費補助事業を行っています。しかし、民間住宅の耐震改修に要する費用は、平均で236万円（平成15～30年度の愛知県耐震改修補助実績による）であり、改修費補助を受けても所有者等の自己負担は大きい状況にあります。

住宅や建築物の耐震改修を促進するためにはその所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

そのなか、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学及び愛知県、名古屋市、建築関係団体等により、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」が設立されています。

この協議会では、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、木造戸建て住宅や共同住宅、学校建築等に活用できるよう研究・開発し、また、これらの技術を広く普及することを目指しています。

その協議会の活動として、工法評価委員会を開催し、耐震性が向上できる補強方法である工法について、協議会として工法評価することとしています。

愛知県は、これらの成果を受けて、補助対象工法としてPR・普及を図り、低コストの耐震化を推進し、住宅の所有者がより容易に耐震化に取り組めるように図っていきます。

本市においても、これらの内容を耐震改修費補助制度の案内チラシに明記し、周知を図っています。今後も県の取り組みの進捗に合わせ普及、啓発活動を進めます。

４－４ 地域における耐震化の取り組みの促進

耐震化の促進は、住宅・建築物の個々の所有者等が自主的・積極的に取り組む必要がありますが、建築物の倒壊や出火、延焼などによる二次災害を防止するためには地域が連携して地震対策に取り組むことが大切です。

本市では、地域住民や事業所などによる自主防災組織の設置を推進しており、今後も地震に対する知識の普及をはじめ、地域の自主的な防災活動の活性化を促進していきます。

地域防災組織による活動の様子

出典：愛知県防災局

４－５ 住宅供給公社による改修促進支援

共同住宅等の耐震化を進めるためには、区分所有者や入居者など多くの関係者の合意を得る必要があり、この合意形成に至らないことが障害となり進んでいない状況があります。

これら共同住宅等の耐震化を進めるためには、賃貸あるいは分譲により多くの共同住宅を供給してきた公的機関の蓄積されたノウハウの活用が効果的・効率的と考えられます。

このため、「県計画」では、住宅供給公社による耐震改修支援として、県内で住宅の所有者が耐震改修を行う際、仮住居の確保が必要となる場合、特定優良賃貸住宅、公的賃貸住宅を仮住居として活用を図ることとされています。

本市では、必要に応じて住宅供給公社の活用を図ることとします。

第５章　建築物の耐震化促進

５－１ 建築物の耐震化促進

１．市が所有する建築物の耐震化

本市が所有する建築物で、耐震性が確保されていないものについては、下記の耐震化整備計画に基づき耐震化を進めるとともに、耐震化の状況等を公表します。

⑴ 対象建築物

特定既存耐震不適格建築物を含め、すべての市有建築物を対象とします。

対象建築物については、新耐震以前に建築されたもの（新耐震以前建築物）はもちろん、新耐震建築物についても、建築物の形態等により耐震性が不十分である場合には、耐震診断・耐震改修を実施していきます。

⑵ 対象建築物の現状

本市が所有する建築物の耐震化状況は、下表に示すとおりです。

これによると、耐震診断済の建築物は23件あり、そのうち、耐震基準を満たしている又は耐震補強や建て替え等を行ったものが23件、今後耐震化を行うことが必要なものは0件となっています。

表－市有建築物の耐震化状況　（令和3年1月現在）

市有建築物件数	耐震診断状況		耐震診断済建築物の内訳		
	未診断棟数※（要診断）	耐震診断済件数	耐震化不要（耐震基準を満たしている）	耐震化済（建替中を含む）	耐震化未対応
75	52	23	11	12	0

※新耐震基準の建築物も含む

⑶ 耐震化計画

新耐震以前の市有建築物において耐震診断を行っていないものについては早期に耐震診断を完了し、必要なものは計画的に耐震化を図っていきます。

２．「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物の耐震化

「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物のうち、愛知県が指定する緊急輸送道路沿道の特定既存耐震不適格建築物については愛知県が、本市が指定する道路沿道の特定既存耐震不適格建築物については本市が、対象建築物を調査し、特定既存耐震不適格建築物の所在を把握します。

特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、所有する建築物が特定既存耐震不適格建築物であることがわかるよう情報発信を行うとともに、耐震化の必要性や効果、耐震化に向けた補助制度等についてPRし、耐震化を促進します。

３．耐震改修の認定体制の整備

耐震改修促進法第17条に基づく「耐震改修計画」の認定については、所管行政庁が適切かつ速やかに行う必要があります。一方、今後は本計画の周知に伴い所有者の意識が向上し、耐震改修計画の認定申請が数多く出されることが想定されます。

愛知県では、そのような状況の変化に備えて、多様な建築物についての耐震診断の審査や耐震改修計画の評定の技術水準を確保し、耐震改修計画の迅速な認定に繋げるため、建築構造専門家の協力を得て地域の総力を挙げ、耐震診断の審査や耐震改修計画を評定する体制を整備する、としています。

このため、本市としては、耐震改修計画の制度周知を図るとともに、その認定が円滑に行われるよう、愛知県と協力していきます。

５－２ 建築物の耐震化を促進するための制度

１．民間建築物の耐震化に対する支援策

民間建築物の所有者に対し耐震化の必要性や効果については、市広報やホームページ、回覧、コミュニティ防災訓練における周知や耐震診断ローラー作戦の実施など、意識啓発を図っています。

また、耐震診断、耐震診断に係る補助・助成制度を運用し、耐震化の促進を図っています。

補助・助成制度の拡充については、特に災害時に重要な施設は平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の機能確保の観点からも耐震性の確保が求められているため、緊急性の高い施設から優先的に耐震化を進める必要があります。このため、弥富市地域防災計画において位置づけられている避難所等についての耐震診断費補助を検討します。

また、本計画に定める避難路等沿道の建築物について、耐震診断費補助及び耐震改修費補助の拡充を検討します。

今後は、意識啓発の継続と共に、補助・助成制度を有効に運用し、更なる耐震化の促進を図ります。

表－愛知県：建築物の耐震診断費補助事業

概要	補助等	要件
昭和56年5月31日以前に着工された防災上重要な建築物及び特定既存耐震不適格建築物について実施される耐震診断者による診断費の一部を補助する事業	対象　：愛知県地域防災計画に掲載された民間の避難所、救急病院、救急診療所 ：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条第1項第1、2号の民間建築物	住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱等

表－愛知県：建築物の耐震改修費補助事業

概要	補助等	要件
昭和56　年5月31日以前に着工された防災上重要な建築物及び特定既存耐震不適格建築物について実施される耐震改修費の一部を補助する事業	対象　：愛知県地域防災計画に掲載された民間の避難所、救急病院、救急診療所 ：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条各号の民間建築物	社会資本整備総合交付金要綱等

第６章　計画達成に向けて

本計画では、特定既存耐震不適格建築物のなかでも特に災害応急活動に必要な建築物の耐震化を優先的に促進し、併せて多数のものが利用する特定既存耐震不適格建築物である公共建築物についても、特に耐震化を促進することが重要な建築物として目標を高く定めています。

このため、これら特に耐震化を促進することが重要としている公共建築物については、耐震化が促進計画等に沿って進んでいるか進捗状況を定期的に確認しながら促進を図ります。

住宅については、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績を基にするとともに、住宅・土地統計調査の結果も参考に進捗状況の確認を行います。

民間建築物については、所管行政庁が指導・助言のための特定既存耐震不適格建築物台帳等により把握し進捗状況を確認しながら耐震化の促進を図るものとします。

この進捗状況の確認については、愛知県においては所管行政庁や市町村及び公共施設管理者等との連絡・協議体制を利用して年度ごとに行うものとされています。特に平成27年度には、進捗状況の確認を行うとともに、他の関連計画や統計調査等との照査を行い、必要に応じて適切に見直したうえで耐震化及び減災化の促進を図ることとされています。

本計画においても、これに合わせ進捗状況の確認を行い、必要に応じて適切な見直しを行っていきます。